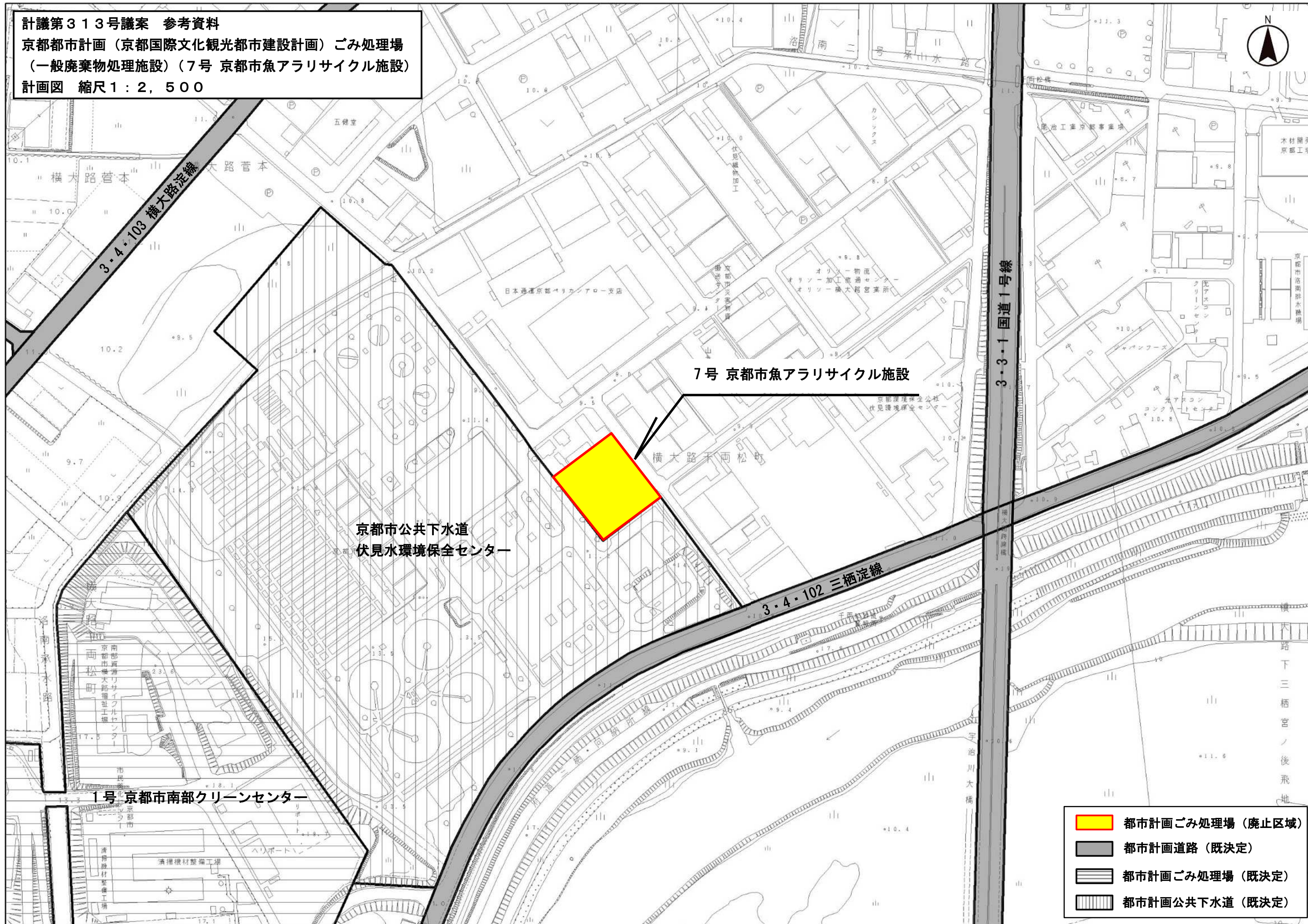


計議第 3 1 3 号議案 参考資料

計議第 3 1 3 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更
（京都市決定）
（7号 京都市魚ア拉里サイクル施設の廃止）

目 次	P. 1	計議第 3 1 3 号議案 計画図
	P. 2	計議第 3 1 3 号議案 理由説明書

計議第313号議案 参考資料
 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）ごみ処理場
 （一般廃棄物処理施設）（7号 京都市魚ア拉里サイクル施設）
 計画図 縮尺1：2,500



理由説明書

京都市魚アラリサイクル施設は、環境への負荷をできる限り低減した「循環型社会」の実現を目指し、平成15年12月に策定した「京都市循環型社会推進基本計画」において、市域における魚アラリサイクルをごみの減量化と資源の循環を推進する具体的な施策と位置付け、その実現を担う施設として都市計画決定した。

京都市魚アラリサイクル施設は、平成20年4月の稼働以降、市内唯一の処理施設として、市内卸売市場等から排出される魚アラを受け入れ、リサイクルを推進してきたが、近年、海外での魚粉需要の伸び等に伴い、全国的な規模で民間事業者による安定した魚アラのリサイクルが確立されてきたことから、民間事業者が主体となった取組へ転換することとし、持続可能で安定的かつ確実な魚アラリサイクルを担保すべく、本市管理地に魚アラ中継施設を設けるなどの官民協働の取組を行い、新たなリサイクルの仕組みを構築した。

これにより、都市施設としての役割を担う必要性がなくなったため、京都市魚アラリサイクル施設の都市計画を廃止するものである。